

国民年金保険料について（納付額の変更と学生納付特例制度）

4月からの国民年金保険料

月額 16,520円

納付方法

納付書による納付の他、口座振替やクレジットカード、電子納付で納付することもできます。

免除／猶予制度

どうしても保険料が支払えない場合には、免除制度があります。本人／配偶者／世帯主の前年の所得に応じて、全部または一部の保険料が免除される場合があります。

また、所得の低い学生や50歳未満の人のための納付猶予制度もあります。詳しくは、お問い合わせください。

学生納付特例制度

所得が低い学生は、申請によって在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。令和5年度の申請受け付けは、4月1日からです。

昨年度この制度により猶予され、令和5年度も引き続き在学予定の人には、4月上旬、日本年金機構から「国民年金保険料学生納付特例申請書」のはがきが届きますので、それを返送することにより申請できます。

申請に必要なもの

- ・在学期間がわかる学生証(コピー可)か4月以降に交付された在学証明書原本
- ・認め印



問 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144

まちづくり活動団体支援助成金

町では、さまざまな分野で自主的・主体的に公益性の高い活動を行っている「まちづくり活動団体」が活動しやすい環境を作るために、「まちづくり活動団体支援助成金」事業を実施します。

主な内容

申込期間 4月3日(月)～4月28日(金)
団体条件 まちづくりを主たる目的とし、主に町内で自主的かつ公益的な活動を行う団体(他にも一定の要件があります)
助成金額 対象経費の合計額
ただし、上限20万円
※予算の範囲内で交付

※申し込み方法など詳しくは、町ホームページをご覧ください。



対象となる事業

- ・健康、福祉、医療の増進を図る事業
- ・子どもの健全な育成を図る事業
- ・学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る事業
- ・観光、レクリエーションの振興を図る事業
- ・地域づくりの推進を図る事業
- ・国際交流、地域間交流の推進に係る事業
- ・町特産品の開発などの推進に係る事業
- ・平成28年熊本地震の記憶の継承に係る事業
- ・その他まちづくり活動に寄与すると認められる事業



問 企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223